

1 関連条項

(1) 火薬類取締法

- ・第3条（製造の許可）
- ・第6条（欠格事由）
- ・第7条（許可の基準）
- ・第9条（製造施設及び製造方法）第1項、第2項
- ・第13条（火薬庫の所占有義務）
- ・第30条第1項（製造保安責任者等の選任）

(2) 火薬類取締法施行規則

- ・第2条（製造営業の許可申請）
- ・第4条、第4条の2（製造設備に係る技術上の基準）
- ・第5条、第5条の2（製造設備に係る製造方法の基準）

(3) 通達等

- ・火薬類取締法令施行について（昭和25年12月20日25化第3290号）
- ・火薬類取締法施行規則第31条の3の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質等の基準（昭和35年2月17日通商産業省告示第76号）
- ・火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目（昭和49年2月16日通商産業省告示第58号）
- ・火薬類の容器包装の基準を定める告示（平成10年3月26日通商産業省告示第149号）
- ・製造設備が移動式製造設備である製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（平成11年5月14日通商産業省告示第302号）
- ・16歳以上18歳未満の者が消費を行なうことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に係る基準を定める告示（平成18年3月31日経済産業省告示第69号）
- ・避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示（平成27年7月6日経済産業省告示第145号）
- ・火薬類取締法と消防法との関係について（昭和25年12月27日25化第3437号、国消管発第303号）

- ・煙火等の製造所または煙火火薬庫に設置する防爆壁等の基準について(昭和35年4月22日35軽局第392号)(防爆壁、防火壁関係)
- ・火薬類取締法の改正について(昭和36年3月6日36軽第560号)
- ・火薬類取締法施行規則の一部改正について(昭和41年6月10日41化局第63号)
- ・火薬類取締法施行規則の一部改正について(昭和49年3月2日49立局第158号)
- ・火薬類に関する対策の強化について(昭和50年2月28日50立局第128号)
- ・保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈について(内規)(平成16年9月16日平成16・08・06原院第1号)
- ・16歳以上18歳未満の者が消費を行なうことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に関する火薬類取締法令の規定の解釈について(内規)(平成18年6月30日平成18・06・23原院第2号)
- ・火薬類取締法施行規則第4条第1項第13号の解釈について(内規)(平成18年9月19日平成18・08・17原院第1号)

(4) 火薬類取締事務に係る申請要領

- ・第1 火薬類の製造

(5) 火薬類取締事務に係る申請書等審査(調査)要領

- ・2-(1) 一般事項
- ・2-(2) -ア 火薬類の製造

(6) 火薬類取締事務に係る許認可等補完基準

- ・1 火薬類製造所の標識等
- ・2 防火壁等
- ・3 静電気を除去するための設備
- ・4 放冷するための設備